

私立専修学校教育振興補助金算出基準

1 用語の定義

- (1) この基準において、配分基準額とは、子ども家庭部長が別に定める額をいう。
- (2) この基準において、前年度一般事業補助額とは、前年度における教育振興補助金交付決定額の一般事業補助額をいう。
- (3) この基準において、連携学科とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定による指定を受けた専修学校で、指定を受けた連携科目の授業を行う学科をいう。

2 私立専修学校教育振興補助金の額

私立専修学校教育振興補助金の額は、次に定める一般事業補助額、授業目的公衆送信補償金支援事業補助額及び技能教育施設関連事業補助額の合計額とする。

(1) 一般事業補助額

アにより算出した当該専修学校の基準額ごとに、イにより算出した額とする。ただし、新設校については、ウによる額とする。

ア 基準額の算出

(ア) に(イ)を乗じて得た額とする。

(ア) 当該専修学校の前年度決算額により算定した額
当該専修学校の教育管理費の前年度決算額×1／15

(イ) 配分基準額を限度額とした調整率

配分基準額／各専修学校の(ア)の額の総計

イ 補助額の算出

次により算出した額の合計額とする。ただし、高等課程を設置していない専修学校及び運営費に対する助成を目的とした他の補助金の交付を受ける専修学校については、(ア)、(イ)及び(ウ)の合計額とする。

(ア) 当該専修学校の基準額に1／4を乗じた額

(イ) 当該専修学校の基準額に3／4を乗じた額が、次の表の左欄に掲げる要件に該当する場合に応じ、同表の右欄に定める額

区分	配分額
当該専修学校の前年度一般事業補助額に3／4を乗じ、さらに1.05を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合	上限額
当該専修学校の前年度一般事業補助額に3／4を乗じ、さらに0.95を乗じて得た額（以下「下限額」という。）を超えない場合	下限額
下限額以上かつ上限額未満の場合	基準額×3／4

(ウ) 次の算式により得た額

(配分基準額－各専修学校の配分額の総計)×1／専修学校数

(エ) 次の算式により得た額

(当該専修学校の教育管理費の前年度決算額)×1／15

ウ 新設校の取扱い

別途、通知する額若しくは、当該年度対象経費決算額の1／15のいずれか低い額。

(2) 授業目的公衆送信補償金支援事業補助額

次の算式により得た額

(授業目的公衆送信補償金制度に係る経費)×2／3

(3) 技能教育施設関連事業補助額（技能教育施設運営事業）

アにより算出した額とする。ただし、新設校については、イによる額とする。

ア 補助額の算出

(ア) に (イ) を乗じて得た額とする。

(ア) 当該専修学校の前年度決算額により算定した額

当該専修学校の連携学科のみに係る人件費、教育管理費及び
設備関係費 × 1 / 2 の前年度決算額

(イ) 配分基準額を限度額とした調整率

配分基準額／当該専修学校の (ア) の額の総計

イ 新設校の取扱い

別途、通知する額若しくは、当該年度対象経費決算額の 1 / 2 のいずれか低い額。

(4) 技能教育施設関連事業補助額 (チャレンジ 2 1 支援事業)

鳥取県私立専修学校教育振興補助金交付要綱 (平成 11 年 1 月 7 日付総第 787 号
鳥取県総務部長通知) の別表の第 2 欄に掲げるチャレンジ 2 1 支援事業に係る補助対象
経費の 2 分の 1 の額 (1 グループ当たり 100 千円を限度とする。)

(5) 技能教育施設関連事業補助額 (魅力ある技能教育施設支援事業)

次の各区分に係る配分方法により算出した額 (子ども家庭部長が別に定める額を限度
とする。) の合計額とする。

区分	配分方法
人権教育推進事業	人権研修及び生徒の主体的な研究活動に要する経費の 2 分の 1 の額
情報教育推進事業	(ア) (イ) (ウ) 及び (エ) の合計額 (ア) パソコンの導入 教育用及び教職員用パソコンの賃借料等の経費の 2 分の 1 の額 (イ) インターネットの活用 インターネットを活用した教育活動を推進するために要 する経費の 2 分の 1 の額 (ウ) 教員の情報教育関連研修 教員の情報教育関連研修に要する経費の 2 分の 1 の額 (エ) 情報処理技術者の活用 情報処理技術者の活用に要する経費の 2 分の 1 の額
教員能力開発及び資質向上事業	教員の能力開発及び資質向上のための研修に要する経費の 2 分 の 1 の額
特色教育振興事業	先進的、モデル的な特色ある教育の実施の要する経費の 2 分 の 1 の額
生徒指導充実事業	生徒指導に関連して、カウンセリングのための専門的知識を有 する者の配置に要する経費の 2 分の 1 の額 (一校当たり 500 千円を限度とする。)
社会人講師採用推進事業	実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用するため に要する経費の 10 分の 10 の額 (600 千円に当該社会人講師の人数を乗じて得た額を限度と する。)
生徒保育体験推進事業	幼稚園や保育園における生徒の保育体験学習を積極的に推進す るために要する経費の 10 分の 10 の額 (一校当たり 120 千円を限度とする。)

附 則

1 この算出基準は、平成12年12月14日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

2 この算出基準の施行後3年を経過したときは、この算出基準の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。

附 則

この算出基準は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成13年11月30日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成14年8月14日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成15年9月19日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成20年1月24日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成21年10月15日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。